

公定価格（案）の試算ソフト の入力について

認定こども園の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力(0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

- (1) 施設所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

- (2) 分園を設置している場合は「あり」を選択

なし

分園を設置している場合はありを選択してください。

- (3) 施設の利用定員数(認可定員の範囲内で市町村の確認を受ける予定の人数)を入力(何も入力しない(0人のまま)場合は、(4)の合計園児数を利用定員として仮定した場合に適用される単価により試算します。)

1 号 0人

	本園の定員	+	分園の定員	=	0人
2 号	0人		0人		
3 号	0人		0人		0人

※分園がない場合は本園の定員欄のみ入力

現在の認可定員(認可予定定員)の範囲内で市町村の確認を受ける予定の人数を入力してください。(※この定員数を大きくすると基本単価が小さくなり、年間運営費額が小さくなります。定員数を現員の範囲内で小さくすると、基本単価が大きくなり、年間運営費額は大きくなります。)

- (4) 在籍園児数を年齢別・認定区分別・保育必要量区分別に入力
(分園がない場合は本園の入所児童数欄のみ入力)

年齢	教育標準時間 認定(1号)	本園の入所児童数(2・3号)		分園の入所児童数(2・3号)	
		保育標準時間 認定※4	保育短時間 認定※4	保育標準時間 認定※4	保育短時間 認定※4
5歳児※1	0人	0人	0人	0人	0人
4歳児※1	0人	0人	0人	0人	0人
3歳児※2	0人	0人	0人	0人	0人
満3歳児※3	0人				
2歳児※1		0人	0人	0人	0人
1歳児※1		0人	0人	0人	0人
乳児※1		0人	0人	0人	0人

各区分に応じて入所児童数を入力してください。(※施設型給付は1ヵ月毎に精算する予定となっております。)

○園児数合計(自動計算)

1 号 0人 (年間在籍換算人数)

	本園の定員	+	分園の定員	=	0人
2 号	0人		0人		
3 号	0人		0人		0人

※1 年度の初日の前日における満年齢

※2 年度の初日の前日における満年齢。教育標準時間の場合は満3歳児に該当する者を除く

※3 当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児。年度末時点で在籍する人数を入力。その半分の人数(小数点以下切上げ)が1年間にわたって継続して在籍するものと仮定して公定価格収入を算定します

※4 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の施設利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

→現在、貴施設に民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算が適用されている場合は、当該加算率を暫定的に入力してください。それができない場合は、現行の保育所運営費における民改費加算の加算率の適用方法（下表）を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費加算の加算率の全国平均は10%です。（「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。）

←（※認定こども園の処遇改善等加算について詳細は示されておりませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。）

（参考）平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 副園長・教頭設置加算

副園長又は教頭を配置する場合は「あり」を選択

←（※副園長・教頭設置加算は副園長又は教頭を設置する場合に加算となります。副園長・教頭は学級担任をしているのかにかかわらず加算されます。また、基本分単価における教諭等の配置基準（参考2）を満たした上で、別途、副園長・教頭を配置する場合には、特段、免許保有者の条件は課していません。）

(3) 3歳児配置改善加算

3歳児の配置基準を15:1により実施する場合は「あり」を選択

←（※基本分単価に含まれる教諭等の配置基準を満たした上で、3歳児の幼稚園教諭等の配置基準を幼稚園教諭（保育士）1名に対して園児15名に改善すれば加算となります。）

(4) 満3歳児対応教諭配置加算

満3歳児の配置基準を6:1により実施する場合は「あり」を選択

←（※基本分単価に含まれる教諭等の配置条件を満たした上で、満3歳児の配置基準を保育士等1名に対して園児6名に改善すれば加算となります。この加算は満3歳児が受け入れられた時点から、その年度内までの間について加算が適用されます。）

(5) チーム保育加算加算

チーム保育を行う保育教諭等数（基本分単価に含まれる配置基準や上記（3）、（4）等の職員配置による必要幼稚園教諭数、保育教諭数を上回る保育教諭等数）を選択

（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人）

←（※基本分単価に含まれる教諭等の配置基準、3歳児配置改善加算等の要件を満たした上で、更に教諭等を加配し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や副担任を設けている場合などにおいて加算となります。対象となる教諭等の上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人となります。）

(6) 通園送迎加算

通園送迎を行う場合は「あり」を選択

←（※専任運転手の配置を要件としておらず、運行委託でも加算の対象となります。また、長期休業期間の公定価格にも加算は適用されますが、その他の詳細は示されておりません。）

(7) 給食実施加算

週当たりの給食実施日数を選択

← 休業期間中の月当たりの給食費実施日数を4週に除して「週あたり実施日数」を算出します（小数第1位を四捨五入）。（※外部委託・外部搬入等についての要件は、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討される予定です。）

(8) 休日保育加算

休日保育を実施する施設は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無

利用児童数/日

←（※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、これは過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った（下回った）場合でも加算額の増額（減額）を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。）

(9) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

←（※夜間保育を専門的に行う施設（事業）として認可を受けた施設に加算されることとなります。）

(10) 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設の場合は「あり」を選択し、施設の所在する地域等の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部）×2区分（認可施設・機能部分））を選択

地域等の区分 × ×

←（※施設整備補助金を受けずに整備した施設について加算の対象となる予定です。要件等の詳細については今後の検討事項となっております。また、北海道はB地域です。）

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ（よくある質問） Ver. 1（平成26年6月4日時点版）（平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4）」の別添2を参照

(11) 賃借料加算

賃貸物件により設置する施設の場合は「あり」を選択し、施設の所在する地域等の区分
(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部)×2区分(認可施設・機能部分))を選択

なし 地域等の区分 d地域 × 標準 × 認可施設

(※建物を賃貸方式で運営している施設について加算の対象とする予定であり、要件等の詳細については、今後の検討事項となっております。また、北海道はd地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4)」の別添2を参照

(12) 外部監査費加算

公認会計士等による外部監査を実施した場合は「あり」を選択

なし

(※当年度の3月時点で前年度の3月以降に監査を受けていることが確認できれば加算されます。また、支払った監査報酬額の高い、低いで加算、減算はされません。)

3 調整部分

(1) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

あり

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となります。)

(2) 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合は「あり」を選択

なし

主幹教諭・副園長・教頭・指導教諭のいずれかが学級担任やクラス担当から離れて、子育て支援の取組みを実施していない場合は「あり」を選択します。

(3) 年齢別配置基準を下回る場合

年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る場合は「あり」を選択

なし

下回る人数 0人

基本分単価における教諭等配置基準を下回る場合は「あり」を選択します。

(4) 配置基準上求められる職員資格を有しない場合

公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合は「あり」を選択

なし

有しない人数 0人

(※幼保連携型認定こども園の保育教諭については、当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないこととしています。幼保連携型認定こども園以外の幼稚園型認定こども園等の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準(職員資格)とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。)

(5) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となります。)

4 加算部分2

(1) 療育支援加算

障害児を受け入れている施設で、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合は、A・B
いずれか該当する区分のセルから「あり」を選択

A 特別児童扶養手当支給対象受入施設
B それ以外の障害児受入施設

なし
なし

(※障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等を補助する者(非常勤職員であって資格の有無を問わない)を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されます。A区分は特別児童扶養手当支給対象児童を受入れていると、B区分は市町村が認める障害児を受け入れていると「あり」となります。)

(2) 冷暖房費加算

施設の所在する地域の区分*を選択

2級地

苫小牧市の地域区分は2級地です。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(3) 学校関係者評価加算

学校関係者評価を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※詳細は示されておりません。)

(4) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(5) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(6) 入所児童処遇特別加算^{*2}

高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合は、
高齢者等の年間総雇用時間数の該当するものを選択

なし

(※高齢者(満60歳以上65歳未満の者)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦のいずれかを非常勤職員として年間400時間以上雇用し、児童の処遇の向上を図る場合であって、延長保育事業、一時預かり事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児入所等(対象事業・施設の詳細は今後検討予定)のいずれかを行っている場合に加算の対象となります。)

(7) 施設機能強化推進費加算^{*1}

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設の場合は「あり」を選択

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化を行う施設で、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設等(対象事業・施設の詳細は今後、検討される予定)の事業を複数実施する場合に対象となります。この加算は1施設あたり15万円を上限とし、実際に防災対策等に要した費用を基に算定されます。)

(8) 小学校接続加算

小学校との接続を見通した活動を行う場合は「あり」を選択

なし

(※小学校との接続を見通した教育課程その他の教育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に適用することを想定しており、具体的な加算要件は今後、示される予定となっています。)

(9) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態は問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。)

(10) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されています。)

*1 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

*2 以下の事業等のうち、いずれかを実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準とすることが想定されます。)

年間運営費額

#DIV/O!

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

園児1人当たり

#DIV/O!

保育所の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力(0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 施設所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 分園を設置している場合は「あり」を選択

なし

分園を設置している場合はありを選択してください。

(3) 施設の定員数を入力

本園の定員

0人

分園の定員

0人

= 0人

※分園がない場合は本園の定員欄のみ入力

現在の認可定員(認可予定定員)の範囲内で市町村の確認を受ける予定の人数を入力してください。(※この定員数を大きくすると基本分単価が小さくなり、年間運営費額が小さくなります。定員数を現員の範囲内で小さくすると、基本分単価が大きくなり、年間運営費額は大きくなります。)

(4) 1ヶ月当たりの入所児童数を年齢別・保育必要量区別に入力

(分園がない場合は本園の入所児童数欄のみ入力)

年齢※	本園の入所児童数		分園の入所児童数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
5歳児	0人	0人	0人	0人
4歳児	0人	0人	0人	0人
3歳児	0人	0人	0人	0人
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
型児	0人	0人	0人	0人

各区分に応じて入所児童数を入力してください。(※施設型給付は1か月毎に精算する予定となっております。)

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の施設利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現在、貴施設に適用されている民間施設給与等改善費の加算率を暫定的に入力してください(「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

(※詳細については決定されておりませんが、現在の民間施設給与等改善費と同等であると考えられます。)

(参考) 平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 所長設置加算

常勤専従の所長を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には加算の対象とはなりません。)

(3) 3歳児配置改善加算

3歳児の配置基準を1.5:1により実施する場合は「あり」を選択

なし

(※基本分単価(参考3)に含まれている教諭等の配置基準を満たした上で、3歳児の保育士の配置基準を保育士1名に対して園児15名に改善すれば加算となります。)

(4) 休日保育加算

休日保育を実施する施設は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無

なし

利用児童数/日

0人

(※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっておりますが、これは過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合でも加算額の増額(減額)を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。)

(5) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可を受けた施設に加算されることになります。)

(6) 減価償却費加算

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設の場合は「あり」を選択し、施設の所在する地域の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))を選択

なし

地域の区分

B地域

×

標準

(※施設整備補助金を受けずに整備した施設について加算の対象となる予定です。要件等の詳細については今後の検討事項となっております。また、北海道はB地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4)」の別添2を参照

(7) 賃借料加算

賃貸物件により設置する施設の場合は「あり」を選択し、施設の所在する地域の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))を選択

なし

地域の区分

d地域

×

標準

(※建物を賃貸方式で運営している施設については加算の対象とする予定であり、要件等の詳細については、今後の検討事項となっております。また、北海道はd地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4)」の別添2を参照

3 調整部分

(1) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

あり

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となります。)

(2) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 主任保育士専任加算*1

配置基準とは別途、保育士を1人加配し、主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させる場合は「あり」を選択

なし

(※主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設等(対象事業の詳細は今後検討)の事業を複数実施する場合に加算が適用されます。)

(2) 療育支援加算

障害児を受け入れている施設で、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合は、A・Bいずれか該当する区分のセルから「あり」を選択

なし

※(1)の主任保育士専任加算が「あり」の場合のみ加算

A 特別児童扶養手当支給対象受入施設

なし

B それ以外の障害児受入施設

なし

(※障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等を補助する者(非常勤職員であって資格の有無を問わない)を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されます。A区分は特別児童扶養手当支給対象児童を受入れていると、B区分は市町村が認める障害児を受け入れていると「あり」となります。)

(3) 事務職員雇上費加算*2

なし

(※事務職員を雇い、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設等(対象事業・施設の詳細は今後検討)いずれかの事業を実施する場合に加算されます。なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。)

(4) 冷暖房費加算

施設の所在する地域の区分[※]を選択

2級地

苫小牧市の地域区分は2級地です。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(5) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(6) 降灰除去費加算

降灰防除地域※に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(7) 入所児童処遇特別加算*2

高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合は、
高齢者等の年間総雇用時間数の該当するものを選択

なし

(※高齢者(満60歳以上65歳未満の者)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦のいずれかを非常勤職員として年間400時間以上雇用し、児童処遇の向上を図る場合であって、延長保育事業、一時預かり事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児入所等(対象事業・施設の詳細は今後検討予定)のいずれかを行っている場合に加算の対象となります。)

(8) 施設機能強化推進費加算*1

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設の場合は「あり」を選択

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化を行う施設で、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設等(対象事業・施設の詳細は今後、検討される予定)の事業を複数実施する場合に対象となります。この加算は1施設あたり15万円を上限とし、実際に防災対策等に要した費用を基に算定されます。)

(9) 小学校接続加算

小学校との接続を見通した活動を行う場合は「あり」を選択

なし

(※小学校との接続を見通した教育課程その他の教育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に適用することを想定しており、具体的な加算要件は今後、示される予定となっています。)

(10) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態は問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。)

(11) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

*1 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

*2 以下の事業等のうち、いずれかを実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準とすることが想定されます。)

年間運営費額 #DIV/0!

児童1人当たり #DIV/0!

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

幼稚園の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力(0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 施設所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 施設の利用定員数(認可定員の範囲内で市町村の確認を受ける予定の人数)を入力(何も入力しない(0人のまま)場合は、(3)の合計園児数を利用定員として仮定した場合に適用される単価により試算します。)

0人

現在の認可定員の範囲内で市町村の確認を受ける予定の人数を入力してください。(※この定員数を大きくすると基本分単価が小さくなり、年間運営費額が小さくなります。定員数を現員の範囲内で小さくすると、基本分単価が大きくなり、年間運営費額は大きくなります。)

(3) 在籍園児数を年齢別に入力

年齢	在籍園児数	年間在籍換算人数	合計園児数
5歳児 ^{※1}	0人	/	0人
4歳児 ^{※1}	0人		
3歳児 ^{※2}	0人		
満3歳児 ^{※3}	0人		

↑自動計算

↑自動計算

各区分に応じて入所児童数を入力してください。(※施設型給付は1か月毎に精算する予定となっております。)

※1 年度の初日の前日における満年齢。

※2 年度の初日の前日における満年齢。満3歳児に該当する者を除く。

※3 当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児。年度末時点で在籍する人数を入力。その半分の人数(小数点以下切上げ)が1年間にわたって継続して在籍するものと仮定して公定価格収入を算定します。

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)民改費加算の加算率の適用方法(下表)を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費加算の加算率の全国平均は10%です。(「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

(※幼稚園の処遇改善等加算について詳細は示されておりませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。)

(参考)平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 副園長・教頭設置加算

副園長又は教頭を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※副園長・教頭設置加算は副園長又は教頭を設置する場合に加算となります。副園長・教頭は学級担任をしているか否かにかかわらず加算されます。また、基本分単価における教諭等の配置基準(参考4)を満たした上で、別途、副園長・教頭を配置する場合には、特段、免許保有者の条件は課していません。)

(3) 3歳児配置改善加算

3歳児の配置基準を15:1により実施する場合は「あり」を選択

なし

(※基本分単価に含まれる教諭等の配置基準を満たした上で、3歳児の幼稚園教諭の配置基準を幼稚園教諭1名に対して園児15名に改善すれば加算となります。)

(4) 満3歳児対応教諭配置加算

満3歳児の配置基準を6:1により実施する場合は「あり」を選択

なし

(※基本分単価に含まれる教諭等の配置条件を満たした上で、満3歳児の幼稚園教諭の配置基準を幼稚園教諭1名に対して園児6名に改善すれば加算となります。この加算は満3歳児が入園された時点から、その年度内までの間について加算が適用されます。)

(5) チーム保育加配加算

チーム保育を行う教諭等数（基本分単価に含まれる配置基準や上記（3）、（4）等の職員配置による必要教諭等数を上回る教諭等数）を選択
（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人）

（※基本分単価に含まれる教諭等の配置基準、3歳児配置改善加算等の要件を満たした上で、更に教諭等を加配し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や副担任を設けている場合などにおいて加算となります。対象となる教諭等の上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人となります。）

(6) 通園送迎加算

通園送迎を行う場合は「あり」を選択

（※専任運転手の配置を要件としておらず、運行委託でも加算の対象となります。また、長期休業期間の公定価格にも加算は適用されますが、その他の詳細は示されておりません。）

(7) 給食実施加算

週当たりの給食実施日数を選択

休業期間中の月当たりの給食実施日数を4週で除して「週あたり実施日数」を算出します（小数第1位を四捨五入）。（※外部委託・外部搬入等についての要件は、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討される予定です。）

(8) 外部監査費加算

公認会計士等による外部監査を実施した場合は「あり」を選択

（※当年度の3月時点で前年度の3月以降に監査を受けていることが確認できれば加算されます。また、支払った監査報酬額の高い、低いで加算や減算はされません。）

3 調整部分

(1) 年齢別配置基準を下回る場合

年齢別の教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る場合は「あり」を選択

下回る人数

基本分単価における教諭等の配置基準を下回る場合は「あり」を選択します。

(2) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

（※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。）

4 加算部分2

(1) 主幹教諭等専任加算*1

主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合は「あり」を選択

（※主幹教諭、副園長、教頭、指導教諭のいずれかが、複数行う子育て支援活動等に専任することができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合は加算対象となります。対象となる子育て支援活動の詳細については、今後、検討予定となっております。）

(2) 子育て支援活動費加算*1

(1)が「あり」の場合は「あり」を選択

（※対象となる子育て支援活動の詳細については、今後、検討予定となっておりますが、基本的には、主幹教諭等専任加算の対象となれば、この加算も対象となります。）

(3) 療育支援加算

障害児を受け入れている施設で、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合は、A・Bいずれか該当する区分のセルから「あり」を選択

※（1）の主幹教諭等専任加算が「あり」の場合のみ加算

- A 特別児童扶養手当支給対象受入施設
- B それ以外の障害児受入施設

（※障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等を補助する者（非常勤職員であって資格の有無を問わない）を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されます。A区分は特別児童扶養手当支給対象児童を受け入れていると、B区分は市町村が認める障害児を受け入れていると「あり」となります。）

(4) 冷暖房費加算

施設の所在する地域の区分*を選択

若小牧市の地域区分は2級地です。

※ 1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(5) 学校関係者評価加算

学校関係者評価を実施する場合は「あり」を選択

なし ← (※詳細は示されておりません。)

(6) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし ← (※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(7) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし ← (※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(8) 施設機能強化推進費加算^{*1}

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設の場合は「あり」を選択

なし ← (※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化を行う施設で、一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設等(対象事業・施設の詳細は今後、検討される予定)の事業を複数実施する場合に対象となります。この加算は1施設あたり15万円を上限とし、実際に防災対策等に要した費用を基に算定されます。)

(9) 小学校接続加算

小学校との接続を見通した活動を行う場合は「あり」を選択

なし ← (※小学校との接続を見通した教育課程その他の教育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用することを想定しており、具体的な加算要件は今後、示される予定となっています。)

(10) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし ← (※雇用形態は問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。)

(11) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし ← (※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表することを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されています。)

*1 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算
(一時預かり事業、満3歳児受入又は障害児受入施設)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒ 質改善前 ← (※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額 #DIV/0!

園児1人当たり #DIV/0!

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

施設型給付の公定価格試算の説明（別紙）

（参考１）平成２６年度保育所運営費における民間施設給与等改善費の詳細は以下のよう
になります。

項目	詳細
対象となる職員	当該年の４月１日現在、常勤職員及び１日の勤務時間が６時間以上でかつ、１ヵ月の勤務日数が２０日以上勤務状況にある、すべての職員となります
勤続年数の算定方法	現に勤務する保育所における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第２条に定める施設のうち、措置費等（運営費）の支弁対象となっている施設（支援支弁対象施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。))で、１日の勤務時間が６時間以上でかつ、１月の勤務日数が２０日以上勤務状況にある勤続年数を合算します。（６ヵ月以上の端数は１年とし、６ヵ月未満の端数は切り捨てる。）
育児休業・その他休業者の扱い	育児休業等の扱いについては、育児休業等で有給の場合は算定対象となります。この場合は代替者は対象となりません。産休（病休）中の者に給与を支給している場合は算定対象となり、この代替者は算定対象となりません。産休（病休）中の者に給与を支給していない場合は、算定対象とならないが、この代替者は算定に含みます。その他の休職者は、有給の場合は算定対象となり、無給の場合は算定対象とはなりません。

以上の方法で職員１人あたりの平均勤続年数を算定します。

加算率の区分	職員１人あたりの平均勤続年数
１２％加算分	１０年以上
１０％加算分	７年以上 １０年未満
８％加算分	４年以上 ７年未満
４％加算分	４年未満

（参考２） 認定こども園 基本分単価における教諭等の配置基準

項目	詳細
園長	１名
保育教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ・４歳児以上児３０人につき１人、３歳児２０人につき１人、１・２歳児６人につき１人、乳児３人につき１人 ・２・３号の利用定員９０人以下の施設については１人を加配 ・主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を２人加配 ・保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については１人を加配 ・上記定数に加えて非常勤講師等を加配
事務職員	１人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要）
調理員等	２・３号の利用定員４０人以下の施設は１人、４１人以上１５０人以下の施設は２人、１５１人以上の施設は３人（うち１人は非常勤）

(参考3) 保育所 基本分単価における職員の配置基準

項目	詳細
保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配
事務職員	非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要)
調理員等	利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

(参考4) 幼稚園 基本分単価における教諭等の配置基準

項目	詳細
園長	1名
幼稚園教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳児以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 ・ 利用定員35人以下及び121人以上については、非常勤講師を加配
事務職員	1人及び非常勤事務職員を加配(園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要)

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に關しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

家庭的保育事業の公定価格試算

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力(0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

1か月あたりの利用児童数を入力してください。(※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。)

(2) 1ヶ月あたりの利用児童数を年齢別・保育必要量区分別に入力 (障害児を受け入れる事業所は、障害児数(内数)も併せて入力)

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率の適用方法(下表)を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。(「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

(※詳細は示されておりませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。)

(参考)平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	
12%加算分	10年以上	
10%加算分	7年以上	10年未満
8%加算分	4年以上	7年未満
4%加算分	4年未満	

(2) 資格保有者加算

家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合は「あり」を選択

なし

(※保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。)

(3) 家庭的保育補助者加算

家庭的保育補助者を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※詳細は検討中です。)

(4) 家庭的保育支援加算

家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※家庭的保育支援者や連携施設から代替保育士等の特別な支援を受けて土曜日における保育や8時間を超える保育を実施する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後、検討されます。)

(5) 減価償却費加算

安心子ども基金など国からの改修費の補助を受けていない場合で、自己所有の建物を保有する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))を選択

なし

地域の区分

B地域

×

標準

(※補助金を受けずに整備した施設について加算となる予定です。要件等の詳細については、今後の検討事項となっています。また、北海道はB地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4)」の別添2を参照

(6) 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))を選択

なし

地域の区分

d地域

×

標準

(※建物を賃貸で運営している施設について加算の対象となる予定です。詳細は未定です。北海道はd地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4)」の別添2を参照

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細につきましては、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分^{*}を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地です。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯^{*}に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域^{*}に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※ 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導體制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記にある延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。1施設15万円を上限に、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態を問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合には加算の対象となります。)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

☆ 公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額 入カエラー

児童1人当たり 入カエラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

小規模保育事業A型の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力(0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域 ← 苫小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 事業所の定員数を入力

6人 ← 保育定員(6~19人)を入力してください。

(3) 1ヶ月当たりの利用児童数を年齢別・保育必要量区分別に入力 (障害児を受け入れる事業所は、障害児数(内数)も併せて入力)

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
型児	0人	0人	0人	0人

1ヵ月あたりの利用児童数を入力してください。(※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場場合に加算の対象となります。)

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率の適用方法(下表)を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。(「賃改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

(※詳細は示されておきませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。)

(参考) 平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 管理者設置加算

保育士等とは別途、常勤専従の管理者を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に専従し、かつ有給であるものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には、加算の対象とはなりません。)

(3) 休日保育加算

休日保育を実施する事業所は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無 なし ← 利用児童数/日 0人

(※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっておりますが、これは過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合でも加算額の増額(減額)を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。)

(4) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可を受けた施設に加算されることとなります。)

(5) 減価償却費加算

安心こども基金による改修費の補助を受けていない場合で、自己所有の建物を保有する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分（4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))を選択

なし 地域の区分 B地域 × 標準

(※施設整備補助金を受けずに整備した施設について加算の対象となる予定です。要件等の詳細については今後の検討事項となっております。また、北海道はB地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ（よくある質問） Ver. 1（平成26年6月4日時点版）（平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4）」の別添2を参照

(6) 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分（4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))を選択

なし 地域の区分 d地域 × 標準

(※建物を賃貸方式で実施している施設について加算の対象とする予定であり、要件等の詳細については、今後の検討事項となっております。また、北海道はd地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ（よくある質問） Ver. 1（平成26年6月4日時点版）（平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4）」の別添2を参照

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

(4) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分[※]を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地となります。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※ 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導体制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。1施設15万円を上限に、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態を問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合は加算の対象となります。)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額

入カエラー

児童1人当たり

入カエラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

小規模保育事業B型の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力 (0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 事業所の定員数を入力

6人

保育定員(6~19人)を入力してください。

(3) 1ヶ月当たりの利用児童数を年齢別・保育必要量区分別に入力 (障害児を受け入れる事業所は、障害児数(内数)も併せて入力)

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

1ヵ月あたりの利用児童数を入力してください。(※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。)

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率の適用方法(下表)を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。(「賃改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

(※詳細は示されておきませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。)

(参考)平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 管理者設置加算

保育士等とは別途、常勤専従の管理者を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に専従し、かつ有給であるものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には、加算の対象とはなりません。)

(3) 保育士比率向上加算

常態的に保育士比率が3/4以上の事業所は「あり」を選択

なし

(※必要保育従事者数(1.2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、及び1人加配)の3/4以上で常態的に保育士を配置した場合に加算となります。)

(4) 休日保育加算

休日保育を実施する事業所は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無

なし

利用児童数/日

0人

(※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、これは過去の実績を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合でも加算額の増額(減額)を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。)

(5) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可を受けた施設に加算されることとなります。)

(6) 減価償却費加算

安心こども基金による改修費の補助を受けていない場合で、自己所有の建物を保有する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分（4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))を選択

なし 地域の区分 B地域 × 標準

(※施設整備補助金を受けずに整備した施設について加算の対象となる予定です。要件等の詳細については今後の検討事項となっております。また、北海道はB地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ（よくある質問） Ver. 1（平成26年6月4日時点版）（平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4）」の別添2を参照

(7) 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分（4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))を選択

なし 地域の区分 d地域 × 標準

(※建物を賃貸方式で実施している施設については加算の対象とする予定であり、要件等の詳細については、今後の検討事項となっております。また、北海道はd地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ（よくある質問） Ver. 1（平成26年6月4日時点版）（平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4）」の別添2を参照

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

(4) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分[※]を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地となります。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※ 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導體制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。1施設15万円を上限に、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態を問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額

入力エラー

児童1人当たり

入力エラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本価格」の政府案が示される予定となっております。)

小規模保育事業C型の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力 (0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 事業所の定員数を入力

6人

小規模保育事業C型は原則6~10人で定員数を打ち込みます。

1ヵ月あたりの利用児童数を入力してください。(※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。)

(3) 1ヶ月当たりの利用児童数を年齢別・保育必要量区別に入力 (障害児を受け入れる事業所は、障害児数(内数)も併せて入力)

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率の適用方法(下表)を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。(「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

(※詳細は示されておりませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。)

(参考) 平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 管理者設置加算

家庭的保育者等とは別途、常勤専従の管理者を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に専従し、かつ有給のものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には加算の対象とはなりません。)

(3) 資格保有者加算

家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する者の人数を入力

0人

(※保育士資格又は看護師免許を有する人数に応じて加算されます。)

(4) 減価償却費加算

安心こども基金による改修費の補助を受けていない場合で、自己所有の建物を保有する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))を選択

なし

地域の区分

B地域

×

標準

(※施設整備補助金を受けずに整備した施設について加算の対象となる予定です。要件等の詳細については今後の検討事項となっております。また、北海道はB地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会 資料2-4)」の別添2を参照

(5) 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業所の場合は「あり」を選択し、事業所の所在する地域の区分

(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))を選択

なし

地域の区分

d地域

標準

(※建物を賃貸で運営している施設について加算の対象となる予定です。詳細は未定です。北海道はd地域です。)

※地域の区分は「公定価格に関するFAQ(よくある質問) Ver. 1(平成26年6月4日時点版)(平成26年6月4日子ども・子育て支援新制度説明会資料2-4)」の別添2を参照

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費が減額となります。)

(4) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分※を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地です。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯※に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域※に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導體制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記にある延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。この加算は1施設あたり15万円を上限とし、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態は問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページで公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額 入力エラー

児童1人当たり 入力エラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

事業所内保育事業（定員20人以上）の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。)

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力（0以上の整数）

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域

苫小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 事業所の定員数を入力

20人

保育定員(20人以上)を入力してください。

(3) 従業員枠・地域枠ごとの1ヶ月当たりの利用児童数を、年齢別・保育必要量区分別に入力（障害児を受け入れる事業所は、障害児数（内数）も併せて入力）

○従業員枠

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

○地域枠

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

1ヵ月あたりの利用児童数を入力してください。(※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。)

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率の適用方法（下表）を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。（「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。）

(※詳細は示されておきませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。)

(参考) 平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 管理者設置加算

保育士等とは別途、常勤専従の管理者を配置する場合は「あり」を選択

なし

(※所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に専従し、かつ有給であるものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には加算の対象とはなりません。)

(3) 休日保育加算

休日保育を実施する事業所は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無

なし

利用児童数/日

0人

(※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、これは過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合でも加算額の増額(減額)を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。)

(4) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可を受けた施設に加算されることとなります。)

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

(4) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が

120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分[※]を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地となります。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）
第1条1号及び第2号に掲げる地域

その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導體制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。1施設15万円を上限に、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態を問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で効用していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額 入カエラー

児童1人当たり 入カエラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型基準））の公定価格試算

（※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ（よくある質問）」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。）

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力（0以上の整数）

リストから選択
数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域 ← 苫小牧の地域区分はその他地域です。

(2) 事業所の定員数を入力

0人 ← 保育定員(19人以下)を入力してください。

(3) 従業員枠・地域枠ごとの1ヶ月当たりの利用児童数を、年齢別・保育必要量区分別に入力（障害児を受け入れる事業所は、障害児数（内数）も併せて入力）

○従業員枠

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

○地域枠

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

1ヵ月あたりの利用児童数を入力してください。（※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。）

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→ 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率の適用方法（下表）を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。（「質改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。）

（※詳細は示されておきませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。）

（参考）平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 管理者設置加算

保育士等とは別途、常勤専従の管理者を配置する場合は「あり」を選択

なし

（※所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に専従し、かつ有給であるものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には加算の対象とはなりません。）

(3) 休日保育加算

休日保育を実施する事業所は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無 なし

利用児童数/日 0人

（※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、これは過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合でも加算額の増額(減額)を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。）

(4) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

（※夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可を受けた施設に加算されることとなります。）

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費が減額となります。)

(4) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が

120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分[※]を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地となります。

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）
第1条1号及び第2号に掲げる地域

その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導體制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記にある延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。1施設15万円を上限に、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態を問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準とすることが想定されます。)

年間運営費額

入カエラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

児童1人当たり

入カエラー

事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業B型基準））の公定価格試算

（※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ（よくある質問）」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。）

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力（0以上の整数）

リストから選択
数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域 ← 苫小牧の地域区分はその他地域です。

(2) 事業所の定員数を入力

0人 ← 保育定員を入力してください。

(3) 従業員枠・地域枠ごとの1ヶ月当たりの利用児童数を、年齢別・保育必要量区分別に入力（障害児を受け入れる事業所は、障害児数（内数）も併せて入力）

○従業員枠

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

○地域枠

年齢※	利用児童数		うち障害児数	
	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
2歳児	0人	0人	0人	0人
1歳児	0人	0人	0人	0人
乳児	0人	0人	0人	0人

1か月あたりの利用児童数を入力してください。（※障害児を受け入れる事業所においては、市町村が認める障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合には加算の対象となります。）

※ 年度の初日の前日における満年齢

※ 保育標準時間認定・保育短時間認定の区分は、現在の利用者の状況を踏まえ入力するか、又は暫定的に7~8割程度を保育標準時間認定と仮定して設定してください

2 加算部分 1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0% → 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率の適用方法（下表）を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。（「賃改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。）

（※詳細は示されておきませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。）

（参考）平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 管理者設置加算

保育士等とは別途、常勤専従の管理者を配置する場合は「あり」を選択

なし ← （※所長（管理者）が保育士等の配置基準とは別に配置されており、かつ所長（管理者）が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に専従し、かつ有給であるものである場合、所長設置加算が適用となります。また、2つ以上の施設を兼務して所長となっている場合には加算の対象とはなりません。）

(3) 保育士比率向上加算

常態的に保育士比率が3/4以上の事業所は「あり」を選択

なし ← （※必要保育従事者数（1.2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、及び1人加配）の3/4以上で常態的に保育士を配置した場合に加算となります。）

（※「休日保育の年間延利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、これは過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った（下回った）場合でも加算額の増額（減額）を行わず、翌年度の利用見込みを調整することとなります。）

(4) 休日保育加算

休日保育を実施する事業所は「あり」を選択し、1日当たりの休日保育の利用児童数を入力

実施の有無 なし 利用児童数/日 0人

(5) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可を受けた施設に加算されることになります。)

3 調整部分

(1) 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に該当する事業所は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

(2) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する事業所は「あり」を選択

なし

(3) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

なし

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費が減額となります。)

(4) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

(※連続する過去2年度間、常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の常態にある場合は「あり」となり、年間運営費額が減額となります。)

4 加算部分 2

(1) 冷暖房費加算

事業所の所在する地域の区分*を選択

その他の地域

苫小牧市の地域区分は2級地となります。

※ 1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条1号及び第2号に掲げる地域
その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(2) 除雪費加算

豪雪地帯*に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(3) 降灰除去費加算

降灰防除地域*に所在する事業所の場合は「あり」を選択

なし

(※苫小牧市にある施設に関しては対象外です。)

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(4) 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所の場合は「あり」を選択

※ 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上利用又は障害児受入施設)

なし

(※職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難訓練誘導體制を充実する等、防災対策の充実強化を行う施設で、上記延長保育事業等を複数実施している施設が対象となります。1施設15万円を上限に、実際に要した費用を基に算定されます。)

(5) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※雇用形態を問わず、栄養士を活用して給食を実施する場合は加算の対象となります。)

(6) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページ等で公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限りの加算が予定されております。)

* 1 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算

(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額 入カエラー

児童1人当たり 入カエラー

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

居宅訪問型保育事業の公定価格試算

(※この公定価格は仮単価であり、それぞれの項目の説明に関しても現時点で示された「公定価格のFAQ(よくある質問)」を基に作成しているため、今後、変更となる可能性があります。

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力(0以上の整数)

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 事業所所在地の地域区分を選択

その他地域

苦小牧市の地域区分はその他地域です。

(2) 保育を実施する子どもについて、該当する保育必要量区分を選択し、障害・疾病のある子どもを保育する場合は「あり」を選択

保育必要量

保育標準時間認定

障害・疾病の有無

なし

2 加算部分 1

保育標準時間認定(11時間保育)か保育短時間認定(8時間保育)かを選んでください。

障害・疾病の有無を選んでください。

(1) 処遇改善等加算

保育者の勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率の適用方法(下表)を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民改費の加算率の全国平均は10%です。(「賃改善後」を選択すると、自動的に+3%で計算されます。)

詳細は示されておりませんが、この加算と同等と思われる、参考1の保育所における処遇改善加算を参考にしてください。

(参考)平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	保育者の平均勤続年数	
12%加算分	10年以上	
10%加算分	7年以上	10年未満
8%加算分	4年以上	7年未満
4%加算分	4年未満	

(2) 資格保有者加算

保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合は「あり」を選択

なし

(※保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。)

(3) 休日保育加算

休日保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

休日保育を実施する場合は「あり」を選択してください。要件等の詳細は今後、決定される予定です。

(4) 夜間保育加算

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

夜間保育を実施する場合は「あり」を選択してください。要件等の詳細は今後、決定される予定です。

(5) 連携施設加算

連携施設を設定し必要な支援を受けて保育を実施する場合は「あり」を選択

なし

(※連携施設から受ける支援内容について、原則として全ての支援を受けることが想定されますが、詳細については、今後、検討される予定です。)

3 調整部分

(1) 常態的に土曜日に閉所する場合

常態的に土曜日に閉所する場合は「あり」を選択

あり

(※保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設は「あり」となり、年間運営費が減額となります。)

4 加算部分 2

(1) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

(※「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をホームページで公表していることを想定しており、受審は5年に1度程度、その期間内において、1回限り加算が予定されております。)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒

質改善前

(※平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であるため、平成27・28年度の公定価格は質改善前と質改善後の間の水準となることが想定されます。)

年間運営費額

(※今回示されたのは「仮単価」であり、今後は、1月以降の早い段階で、実際に適用される「本単価」の政府案が示される予定となっております。)

地域型保育事業（施設型給付）の公定価格試算ソフトの説明（別紙）

（参考１）平成２６年度保育所運営費における民間施設給与等改善費の詳細は以下のようになります。

項目	詳細
対象となる職員	当該年の４月１日現在、常勤職員及び１日の勤務時間が６時間以上でかつ、１カ月の勤務日数が２０日以上勤務状況にある、すべての職員となります
勤続年数の算定方法	現に勤務する保育所における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第２条に定める施設のうち、措置費等（運営費）の支弁対象となっている施設（支援支弁対象施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。))で、１日の勤務時間が６時間以上でかつ、１月の勤務日数が２０日以上勤務状況にある勤続年数を合算します。（６ヵ月以上の端数は１年とし、６ヵ月未満の端数は切り捨てる。）
育児休業・その他休業者の扱い	育児休業等の扱いについては、育児休業等で有給の場合は算定対象となります。この場合は代替者は対象となりません。産休（病休）中の者に給与を支給している場合は算定対象となり、この代替者は算定対象となりません。産休（病休）中の者に給与を支給していない場合は、算定対象とならないが、この代替者は算定に含みます。その他の休職者は、有給の場合は算定対象となり、無給の場合は算定対象とはなりません。

以上の方法で職員１人あたりの平均勤続年数を算定します。

加算率の区分	職員１人あたりの平均勤続年数
１２％加算分	１０年以上
１０％加算分	７年以上 １０年未満
８％加算分	４年以上 ７年未満
４％加算分	４年未満

（参考２）家庭的保育事業公定価格の基本分単価に含まれる職員構成

項目	詳細
家庭的保育者	子ども３人につき１人 （※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども５人まで。）
事務職員	非常勤事務職員（家庭的保育者が兼務する場合、業務委託する場合は配置不要（なお、定員３人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象外））
調理員等	非常勤調理員（定員３人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））

(参考3) 小規模保育事業A型・B型の公定価格の基本分単価に含まれる職員構成

項目	詳細
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,2歳児 6人につき1人、乳児 3人につき1人 及び 更に加えて1人を加配 (※上記定数のうちA型は100%、B型は50%以上は保育士) ・ 上記定数に加えて非常勤保育従事者を加配
事務職員	非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要)
調理員等	非常勤調理員

(参考4) 小規模保育事業C型の公定価格の基本分単価に含まれる職員構成

項目	詳細
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者 子ども 3人につき1人(それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人) ・ 上記定数に加えて非常勤保育従事者を加配
事務職員	非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要)
調理員等	非常勤調理員

(参考5) 事業所内保育(定員19人以下)の公定価格の基本分単価に含まれる職員構成

項目	詳細
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,2歳児 6人につき1人、乳児 3人につき1人 及び 更に加えて1人を加配 (※上記定数のうちA型は100%、B型は50%以上は保育士) ・ 上記定数に加えて非常勤保育従事者を加配
事務職員	非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要)
調理員等	非常勤調理員

(参考6) 事業所内保育(定員20人以上)の公定価格の基本分単価に含まれる職員構成

項目	詳細
保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児 30人につき1人、3歳児 20人につき1人、1,2歳児 6人につき1人、乳児 3人につき1人 ・ 利用定員 90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配
事務職員	非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要)
調理員等	利用定員 40人以下の施設は1人、41人以上 150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

